

令和3年1月8日

東京家庭裁判所を利用される皆様へ

東京家庭裁判所

緊急事態宣言等の発出後の裁判業務について

昨日（1月7日）、政府の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。

東京家庭裁判所（立川支部を含む）では、同宣言下においても、裁判所に来庁される皆さまに御安心いただけるよう、専門家による助言を踏まえた感染防止対策を徹底した上で、原則として、通常どおり裁判業務を継続する予定です。

個別の事件によっては、裁判所から、当事者が出頭しなくても審理を進めることができる電話会議の期日への切り替えや、出頭して行う手続においても、出頭する人の数を極力減らしていただくようお願いすることがありますので、皆さまの御理解と御協力をお願いいたします。また、マスクの着用や咳エチケットなど、基本的な感染防止対策への御協力も重ねてお願いいたします。

事件関係者の皆さまにおいては、期日のために、都外からお越しになる場合や来庁に不安がある場合には、柔軟に対応いたしますので、担当書記官又は担当調査官まで御連絡ください。

なお、これまで同様、当裁判所の利用に当たっては、次のとおり、ご理解とご協力をお願いします。

1 家事事件について

- ・ 調停室では、飛沫感染防止のためのシールドを設置するとともに、

常時空調機器により換気を行っているほか、扉を一定時間ごとに開放したり、扇風機を使用したりするなどし、換気効率を上げています。

- いわゆる「3密」を避ける観点から、臨時の待合室を設けるなどしております。また、待合室や法廷の傍聴席では、人と人との間隔を開けて着席をお願いしています。
- 家事手続案内については、感染拡大防止の観点から、当面の間、原則として行わない取扱いを継続いたします。当庁のウェブサイトページ「[裁判手続を利用する方へ](#)」には、家事調停・家事審判等の申立てに必要な書類や手続内容を説明した情報が掲載されていますので、まずはそちらをご覧ください。
- 夜間手続案内については当面実施を見合わせております。

夜間、休日における東京家庭裁判所への書類の提出は、「[夜間・休日における東京家庭裁判所に対する書類の提出について](#)」をご覧ください。

2 少年事件について

- 少年事件については、担当部等から特に連絡がない限り、感染防止対策を十分に講じた上で、予定どおり審判期日等を実施します。

3 共通する感染防止策について

- 職員はマスクを着用して対応し、窓口や執務室においてもシールドを設置するなどして飛沫防止策を講じています。
- 来庁する皆さまにも、マスクの着用をお願いいたします。また、庁舎内においても、咳エチケット、手洗いの励行等のご協力をお願いいたします。

また、備え置きの筆記具の使いまわしを防ぐために、筆記具の持参にもご協力ください。

- 来庁に当たっては、検温の上、発熱等の症状がある場合には来庁を

お控えください。

期日に来庁される場合で、発熱等の症状がある、体調不良である、基礎疾患を持っているなどの理由で、来庁に当たり不安がある方は、無理をされることなく、来庁前に担当書記官又は担当調査官に電話等で連絡してください。期日の変更等を検討いたします。

なお、連絡先がわからない場合は、こちらへ→[「窓口案内」](#)

※ 今後、状況等の変化に伴い、内容等が変更される場合がありますので、ご了解ください。